

第十六回

參議院經濟安定委員會會議錄第八号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午前十時五十三分開会

委員の異動

七月二十二日委員西岡ハル君辭任につき、その補欠として泉山三六君を議長において指名した。

七月二十四日委員木下源吾君辭任につき、その補欠として岡田宗司君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事

委員

岩澤 忠恭君
奥 むめお君

政府委員

公正取引委員会委員長
横田 正俊君

事務局

常任委員	桑野
會專門員	仁君
常任委員	
會專門員	内田源兵衛君

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(早川愼一君) 只今より經濟安定委員會を開会いたします。

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案、右は七月二十五日衆議院において修正議決され、同日本審査として付託されたものであります。前回に引続きまして質問を継続したいと思ひます。本日委員会に出席の政府委員は、公正取引委員会委員長横田君、それから同委員の湯地君、通産省から企業局長中野哲夫君、經濟審議庁の調整部長の岩武君、通商産業大臣は本日は病氣で欠席であります。それではこれより質疑を継続いたします。

○岡田衆司君　どうも通産大臣がおいでにならんで遺憾なんですが、理由からお聞きするのに非常に困るのです。が、先ずそれでは公取委員長にお伺ひいたします。

この法律の改正案が出るに至りました。大分通産省と公取委の間に、意見の対立もあつたように聞いております。まあそういうことで、恐らくこの改正案ができるに至りますまでは、両側面に意見があつたと思つて、意見がどういう形で合致してどう改定案になつたか、公取側のほうから、これが必要になつた理由、それからまあその過程においてどういふ点で通産省側と意見の相違があつたか、

どうしてこの改正案にまとまつたか、この点を一つお伺いしたい。

○政府委員(横田正俊君) この独占禁止法の改正は、二十二年にできました。後に、二十四年に御承知の株式の保有その他いわゆる予防規定の部分につきまして或る程度の改正をいたしました。また今日に及んでおるわけでございまして、なお二十三年にできました事業者団体法につきましては、これは御承知のように、昨年の国会におきまして大体独占禁止法の線まで緩和の措置がとられて、これもその後今日に及んでおるわけでございますが、そこでこの独占禁止法全体につきまして、実は占領中からこの実務を担当しておるする我々といいたしても、なおまだ多少厳格に過ぎる面があるように思われまして、この点は実は司令部に頼りましてアメリカの担当の人も、多少独占禁止法はアメリカのそれよりは実体規定もきつくてきておるし、実際の運用について我々がかなり厳しくこれを言つておるのは、大體日本の経済民主化を促進する意味において、多少両面からきつめにこれをやる必要がある。一度右に曲り過ぎたものを直すにさせるためには少し左のほうに余計に引つばらなければならぬというように、ある例も引いておりましたが、そういうようなことでございまして、多少きつ、いといふことはアメリカの占領当局も認めておつたような次第でございまして、これを我々もどの線まで日本の実情に合ふたらよいかということにつ

きましてはかね／＼研究しておりますが、占領中は或る時期におきまして司令部から、公正取引委員会自体から独占禁止法或いは事業者団体法を弱めるようなことをすべきではないということを申渡されましたので、いろいろ研究しておりますが、そのままになつたわけでございます。その後昨年独立の回復をいたしまして、この際にも司令部という／＼折衝いたしました。が、事業者団体法の緩和につきましては、或る程度の了解を得まして、昨年の国会で通りましたが、独占禁止法につきましては、なおまだ司令部において了解を与えてくれませんもので、遂に昨年の国会には間に合わなかつたわけでございます。その後以前からの研究を続けておりまして、勿論これは財界からは、御承知のように、或いは独占禁止法の廃止或いは非常に大幅な緩和と云うような声がございまするし、又役所の関係におきまして、通産省当局も、或いは経済審議庁というような方面におきまして、独占禁止法の改正についていろいろ研究されておつたやうであります。従いまして、政府の改正案ということにまともな上げてこれを出す必要がだん／＼感ぜられて来たのでございまして、この点は昨年の暮に政府部内におきまして、大体公正取引委員会において原案を一応作りまして、それに各省の意見を求め、その調整を図つた上で政府の案を作つて国会に出しますと、こういう基本の線がございまして、昨年の暮から今年の正

月にかけてまして、公正取引委員会の
 応の案をまとめまして要綱を作り、
 つその要綱に基きましてその考え方
 一応文章にいたしまして、新聞等に
 公表いたしまして、一般に対しまして
 反響を見たわけでございます。それ
 その後各省との折衝に入つたわけで
 ございまして、その間大体詳しいこ
 資料としてお出ししてございます
 で、それについて御覧願いたいと思
 ますが、大体公正取引委員会の最
 要綱につきましては多少の意見の相
 ございましてのは、通産省との間
 ルテルの認容の要件、殊に不況カル
 のほうは少し緩かにこれを認めたい
 という意向のようでございました。我
 の出しました案はやきつい線を出し
 ておりましたので、この点に多少意
 の食い違ひがございました。なお認
 制の問題につきましては、私どもとし
 ましては、主務大臣の意見を尊重し
 て、認可そのものは公正取引委員
 するということとございましたが、通
 産省のほうは、余り重要でないカル
 ルについては届出制をとる、それから
 重要なものににつきましては公正取
 引委員会の同意を得て通産大臣が
 した。その大体二点が今回の改正
 意の一番対立した点ではな
 いかと思ひますが、その第一点のほう
 は、経済審議庁等の考え方も大体公
 取引委員会の線に非常に近いもので
 いましたので、たしか表現は、経済

審議庁の表現について不況カルテルの要件の線をきめまして、この点ははや通産省としましてはきつというふうな考えられたようでございますが、この点は一応それで調整がとれました。それから認可の問題につきましては、残念ながら双方の立場が対立したまま次官會議に参りまして、次官會議でも遂に決定いたしませんで、閣議には政府の認可という非常にあいまいな言葉を用いて出しまして、閣議においていずれかに決定してもらおう、こういうことになつたわけでございます。その結果閣議におきましては、主務大臣の認可がよろしいということになりました。但し要綱でございまして、これを立案する際にはもう少しいろいろ検討するというところで、一応次官會議に又案が戻りました。又次官會議でいろいろ研究いたしました結果、今回……

……、或いは前回もそうでございますが、お出しいたしましたような、公取が認定をいたしまして、その上で通産大臣が認可をするという今回の改正案の案ができたわけでございます。その他の点は、多少細かな点におきましていろいろ食い違つた点もございましたが、それらはいずれも調整されました。なお各省の意見の中には、例えば農林省等からは、やはりカルテルは認めて欲しくないというようない一改正に反対のような御意見もございました。大体各省の折衝の過程におきまして、一応前回お出しいたしました案でまゝとしまして、なお今回はその改正案に多少又修正を加えましたのは、これは主として通産省のほうからの申出がございまして、その後いろいろ通産省で検討されました結果、こういう点に

若干の修正をして欲しいということ、私もそれを検討いたしましたして、その程度の修正はよろしいというふうな考えまして、多少修正の上お出ししたわけであります。

○岡田宗司君 通産省側のほうには又あとでお伺いするとして、この提案の理由の中に、我が国経済の特質と実態に即応するよう共同行為の禁止を緩和するといふことがある。まあ現在の独禁法が我が国経済の特質と実態に即応しておらなかつたから、即応するようになつたわけですが、公取のほうでは一体カルテル自体をどういうふうにお考えになつて来たか、又今度の改正法によつてカルテルに対する根本的な考え方があるかと変更を受けるようになるのか、公取自体が考え方を改めて来たのか、これを一つ伺いたい。

○政府委員(横田正俊君) このカルテルの問題につきましては、公取は大体最初から、カルテルにはいろいろ弊害が伴ひがちでございますので、大体カルテルは余り面白くないものであるという前提の下に現行法もできておりますし、その線は今回の改正案につきましても、我々としたしまして最後までこの線を維持するという立場で参つたわけでございます。この点は財界等からは、そういうカルテルを一応面白くないというふうに見ることは非常に間違ひであるというふうな御意見も大分強ございましたが、我々はその御意見には絶対に服しかねるのでございまして、この点は従前と今回の改正後と全然変りはないと思つております。

○岡田宗司君 これは日本の産業にお

けるカルテルの位置というふうな問題、今後カルテルをどういうふうな考へて行くか、これは通産大臣の考えを聞かなければわからないですよ。通産大臣がその点についてはつきり考へておるところを答えてくれなければ、私もとしては進めようがない。これはいづれ通産大臣が見えたら伺ひたいと思つた。

○委員(早川一君) 通産大臣は本日出席がないようでございますが、明日又交渉したいと思ひます。岡田委員の質問は留保されました。

○奥むめお君 この改正案の中に再販売価格制度というものが出て来たのは、どういふ関係で出て来たのか、いいますか、その経過をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(横田正俊君) この点は、先般もちよつと申上げたのであります。が、ここに再販売価格維持契約を認める商品、即ちここに書いてあります、日常一般に消費される品物であつて、そうしてその品質と……

○奥むめお君 その内容はわかつているから、その経過を聞かして頂きたいのです。なぜそういうものがこへ出て来たかということですか。

○政府委員(横田正俊君) これは結局、こういう品物が現在の状態におきましてはいろいろ多数の小売店において販売せられております関係上、そういう銘柄の名の通つたものについて特に価格を下げていわれるおとり販売に使うというふうなことで、いわゆる小売業者間の競争に用ひられるという弊害がありますし、又それがために小売業者間に相当激烈な競争があつ

て、従つてそのマージン等を切つて販売するといふような点があります。又一面そういう銘柄の通つた品物を作つておきますメーカーの側といたしましても、折角自信を持つて作った品質について、その先端において値段を切つて売られておるといふようなことになりまして、メーカーの品物に対する良い品物を安く而も一手に作つて行くという競争力或いは創造力を害するといふような点もあつて、そういう品物について競争が行われておるといふものについて、この際再販売価格維持契約を認めようとしたわけでありま

す。

○奥むめお君 それは誰のために必要だとお考えですか。

○政府委員(横田正俊君) むしろ一番の狙いは、小売業者に対して適正なマージンを得させようということを考えての第一点であります。

○奥むめお君 私どもは、この公取といふものが、今日のような情勢になりますと、消費者のためには最後の民主的な経済といふのですか、これを守つて下さる最後の線だと思ふのです。が、小売業者の利益を確保するために再販売価格といふものが必要であるといふお考えは、これは緑風会でもあなたに申上げたと思ふのですけれども、小さな小売業者と大きな小売業者、同じ中小企業と言ひましても、非常に細かいものと非常に大きなものとがございまして、ほんの少ししか売れないものとありますが、私どもはこの業界の名においてこれを通してくれといふ組合の要望も随分聞いておりますけれど

も、小さい商店、小売業者というものは、むしろこういう法律が出るということは困ると、むしろ困るという意見も随分あるがね。ですから、私はこういう制度で一番小さい零細な小売業者が守られると思つていない。又、消費者がおとり販売で誘惑されるというふうなことを頻りに言うていらつしやいますけれども、それは消費者にとつては自由でございまして、おとりで行くか、或いはおとりでなくしてほかの事情で行つておるかといふことは、別にあなたにわたりのせいにしてもらわなくても、つちにはこつちの理由が、材料があつて出掛けて行くのでございまして、それだけの理由では、私は何だかこの改正案の中で再販売価格制度といふものを出してはつたけれども……

○政府委員(湯地謙郎君) 実はこれは先回申上げた通り、今の小売業者のマージンを確保するといふ意味のほかに、やはりそれが延いては一般消費者に対しておとり販売等の不利益をこうむることをなくしようというふうなことを考えました。これは実は最も厳格な独禁法をやつておりますアメリカ等におきまして、或いは西独におきまして、こういう再販売価格維持契約の途を認めておるのであります。殊にアメリカ等におきましては、そういう契約を結ばないものに対してまで行政力を持たせようというふうな程度になつておりますので、今言つた点等から鑑みまして、今回の改正の際にこの再販売価格維持契約について適用除外をいたしたほうがよいのではなからうかということ、ここに書いてあるようなこの改正案を提出

○奥むめお君 私にはアメリカの小売商と日本の小売商とはもう殆んど性格的に違ふと、政治的にもこれは全く別な見方をしなければならんと思つておるのですが、そういう答弁では私もちつとも納得いたしませんけれども、それ以上公取のあなたを追及したところで、この法案そのものの問題でございまして、それから、事務的な別の問題をお伺いいたします。非常にこういう価格制を布きたいという業者があつて、そうして今度或る化粧品は布きたくない、同じ広告を非常にやつておるけれどもと、そういうふうな場合には自由ということになるわけなんです。これは縦の線でございますからね。それに對して業界で何か紛争が起つたら、どういふふうになるのですか、公取の立場は……。

○政府委員(湯地禮彌郎君) この再販売価格維持契約を結ぶと、仮に例えば化粧品という商品が指定されました場合に、その契約を結んで再販売価格をきめたいと思う人はそれをやつてよいのであります、それを好まない人がありますれば、この契約を結ばなくてもよろしいわけあります。只今のお話の中で、そういう業界の中で、やつたほうがよいと、或いはやられちや困るということで紛争が起つておるのを知つておるかどうかというお話につきましては、私といたしましてはまだ聞いておりません。

○奥むめお君 私はこの改正案全体に、消費者の立場から言へば、これは非常に大資本の事業をあなたがたが法律の裏付けで助けようとしていらつしやるものだという解釈でこれを見るは

かないのでありますけれども、仮に公取でおつしやるように、今御説明なさる様に考えるといたしましても、それは大きな業者はカルテル或いは共同行為によつてみずから助ける途があるのと考えられるだろうと思ふけれども、併し儲けたときには知らん顔をしておつて、不況になつてから共同行為をすつと、そうすると儲けたときには我々消費者には何も利益にならないのです。損になれば消費者を圧迫してね。共同行為をして値段を吊り上げたり、或いは生産を減らしたりするということになるわけなんです。消費者の立場から言えば、非常に消費者の立場をないがしろにして、儲けたときもあるのだから損をする場合もあるというのがこれは業界の常だと思ふ。儲かるときには知らん顔をしていて、損をしたときには生産量を減らすとか、或いは物価を協定してしまつて下げないとかいうようなことは、私どもから言へば、それを法律で裏付けをするということは、随分一方的な態度であると思ふのですが、如何ですか。

この不況カルテルを認めるわけには行かないと、そうしてその意味は、やはりその業種の相当のものが不況のために共倒れになるということになりますと、勢い非常に強いものが生き残りまして、それが場合によつては独占的な立場になる虞れが出て来ることも考えられます。そういういたしますと、それが独占利潤を追求いたしまして、生き残つた有力なものが独占利潤を追求いたしまして、それが一面消費者に対して不利益を生むというふうなことも考えられます。まあ一時的にはやはり安いものを買つたほうがよいということとは考えられますが、もう少し長い目で、この業界が立ち行かなくなつて、そういう品物が供給されないとか、或いは生き残つた少数のものが殆んど市場を独占するといふふうなことになりますと、消費者の面から見ましても却つて不利益になるのではないか、そういうふうなことを考えまして、そういうふうな事態を予想してこの不況カルテルを認めて行こうと、こういうつもりでいたしておるわけでございます。

○奥むめお君　それでは、倒産の虞れがあるというのは誰が認めるのですか、どこの線かということをです。これはあなたがだがお認めになるのではなくて、向うから申出たら、あなたがたはその数字でお考えになりますか。

○政府委員(湯地連爾郎君)　これは勿論、一応は業者からこういう事態になつてこういう虞れがあるという申出は出て参りますが、それをこの修正前の案でありますれば、主務大臣が先ず調査をいたします。公取も調査をする。ところが、改正案によりますれば、そ

いろいろ申請が出ました。際、主務大臣について十分意見も聞き、それから公正取引委員会自体がこの申請に基いて、生産費が割れておるかどうか、或いはそういう倒産の虞れがあるかどうかというところを、公取が持つておきます。行政調査権、或いは学識経験者に對して意見を求める権能、或いはそういう人たちに調査を囑託する権能等も認められておりますが、これらの方法によつて公正取引委員会が調査した結果、公正取引委員会がそういうふうになつておるかどうかということを確認しようとする、こういうつもりであります。

○委員長(早川慎一君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(早川慎一君)　速記を始めて下さい。

それでは本日は質疑はこの程度に打ち切ります。散会いたしましてよろしくございませう。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(早川慎一君)　御異議がなければ、これを以て散会いたします。

午前十一時二十八分散会

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は七月八日）

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、華島振興法制定に関する請願（第二四五七号）（第二五一五号）

一、国土調査法に基く地籍調査費國庫補助増額等の請願（第二六〇六号）
一、只見川早期開発に関する陳情（第二四八号）

第二四五七号 昭和二十八年七月十日受理
離島振興法制定に関する請願
請願者 鹿児島市山下町三七鹿 児島県町村議会議長会 内高野季信

紹介議員 西郷吉之助君
本土から隔絶して産業、經濟、交通施設、文化民生等の総べてにおいて後進性が指摘されている離島に対し、今後國家資金の積極的投入により開發を目的とした離島振興法案は、本県においては長島、甌島、種子島、屋久島および大島郡諸島に対して適用されるべきもので、未開發状態に放置されているこれら諸島の住民にとつて、本法案の成否は重大影響を与えている実状であるから、是非とも本法案成立を促進されたいとの請願。

第二五一五号 昭和二十八年七月十三日受理
離島振興法制定に関する請願
請願者 島根県議會議長 中島 竜一

紹介議員 小瀧 彬君
この請願の趣旨は、第二四五七号と同じである。

第二六〇六号 昭和二十八年七月十五日受理
国土調査法に基く地籍調査費國庫補助増額等の請願

請願者

岩手県胆沢郡姉体村長

板屋泰治外十六名

紹介議員

鶴見祐輔君 千田正君

小笠原二三男君

岩手県姉体村は、地籍調査指定村として指定され、調査も進んでいるが、同調査に対する国庫補助率はわずか三十パーセントにすぎず他はほとんど地元負担となつてゐる由で、未開地の經濟状態では到底その負担にたえ得ないから、地籍調査費補助率を引き上げられ、地籍調査費補助率ならびに平衡交付金制度を確立せられたいとの請願。

第二四八号 昭和二十八年七月九日

受理

只見川早期開発に関する陳情

陳情者

新潟市学校町通二番町

五、二九五新潟県町村

議會議長会内 小松正倫

わが国の經濟を再建するにはまず電源開發を急がなければならない。中でも只見川こそわが国に残されたる唯一最大の水資源としてその開發は國民の關心を集めてゐるところである。いまこそ一切の紛争をじりぞけ、大局的見地に立つてこれが解決を図り、早急に奥只見地点着工の實現を期せられたいとの陳情。

昭和二十八年九月十七日印刷

昭和二十八年九月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局